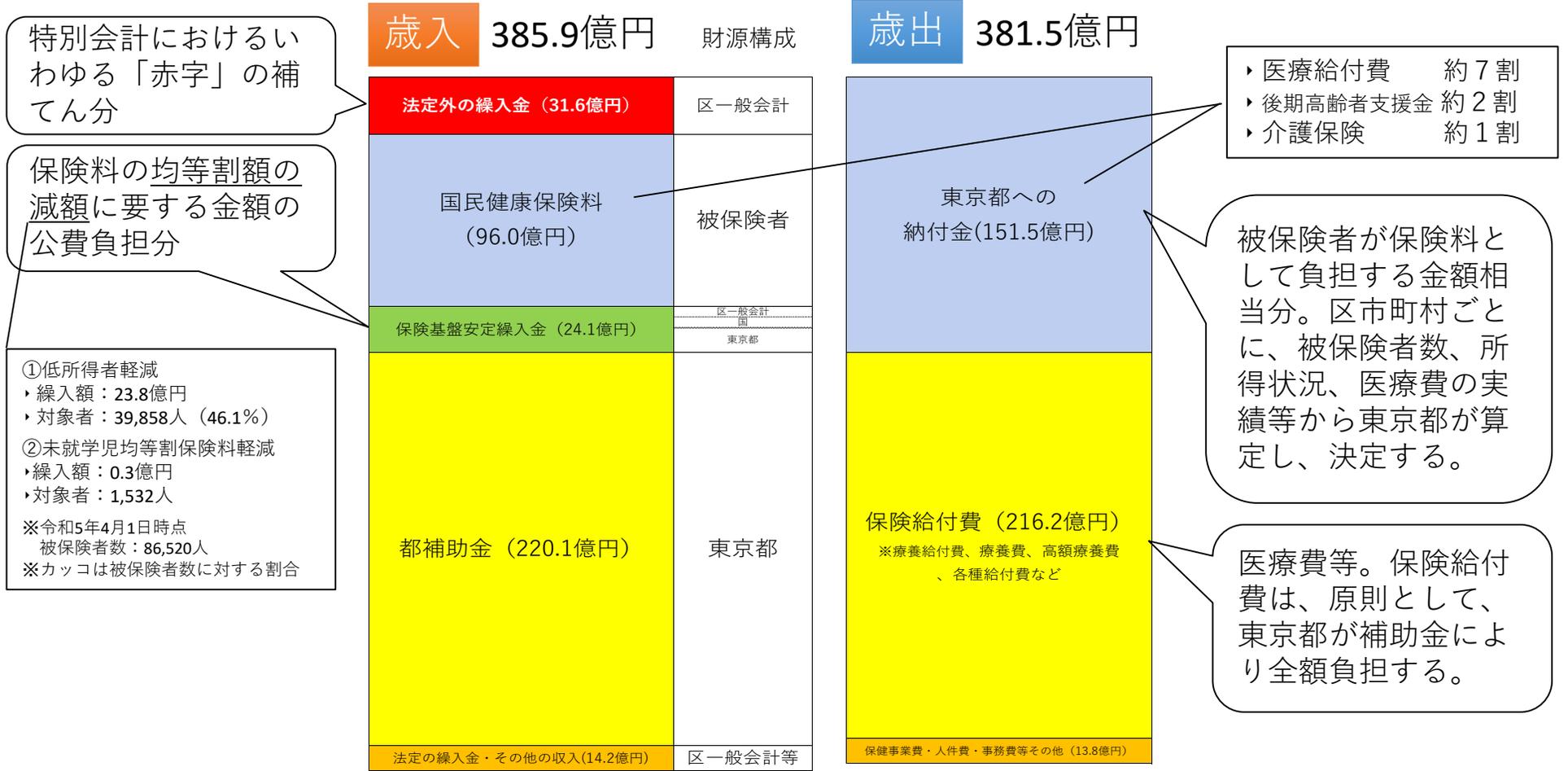


令和6年度
第2回新宿区国民健康保険運営協議会
報告事項資料③

令和7年度仮係数に基づく東京都の保険料等算定結果について

令和6年12月21日
新宿区健康部医療保険年金課

1. 国民健康保険特別会計 令和5年度決算と財源構成



①前年度よりも会計規模が歳出で約4.3% (約15.7億円) の増となっており、東京都への納付金の大幅な増加 (前年度比較：約18.1億円、約13.6%) が影響している。

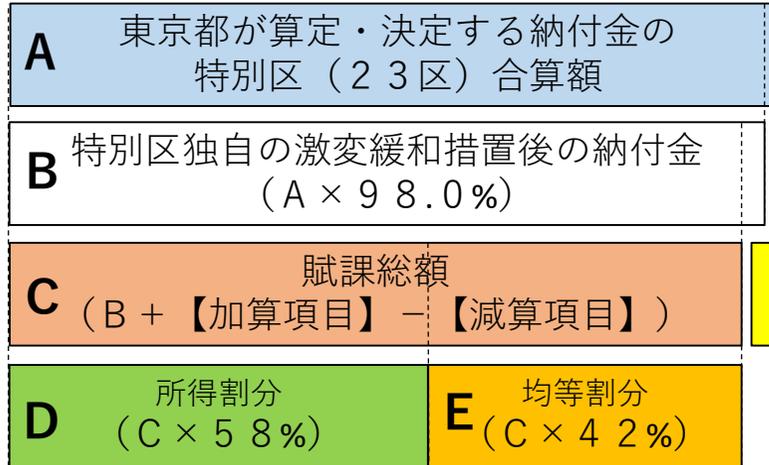
②歳入・歳出の差額約4.4億円は令和6年度会計に繰越し、補助金の精算を行う。

2. 保険料率の算定方法

医療分、後期支援分、介護納付分それぞれで算定

※賦課割合

所得割と均等割の割合は、全国平均所得水準の場合、50：50とし、特別区の所得水準と比較し割合を調整すると特別区は、58：42となる。



※賦課割合 58：42

特別区独自の激変緩和措置額。令和6年度の激変緩和割合は98.0%であり、納付金総額の2.0%の「法定外繰入金」を予め見込んで保険料率を算定している。

納付金(B)に、法に基づく補助金等を加減算し、賦課総額(C)を算出する。

所得割保険料率の算定方法

$$\begin{aligned} \text{所得割分 D} &= \text{1人あたり平均所得金額} \times \text{特別区の被保険者数} \times \text{保険料率} \\ \text{保険料率} &= \frac{\text{所得割分 D}}{\text{1人あたり平均所得金額} \times \text{特別区の被保険者数}} \end{aligned}$$

方程式を整えると...

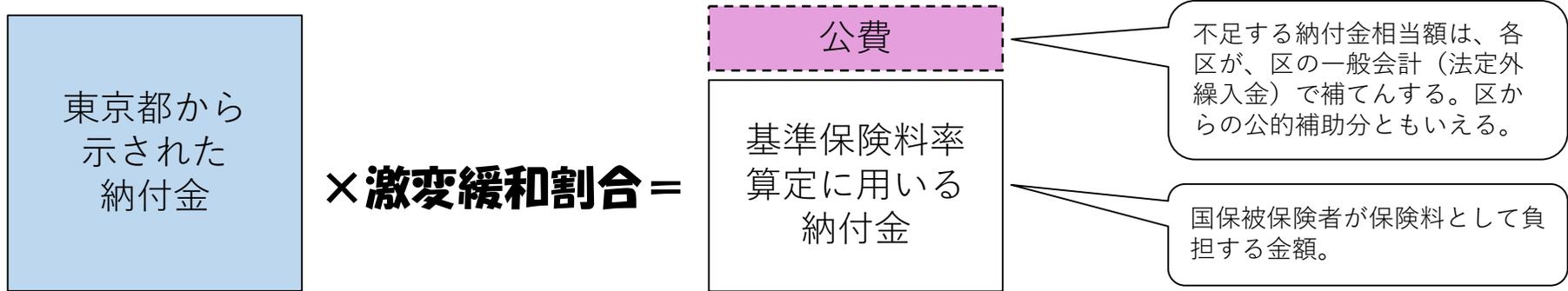
均等割保険料の算定方法

$$\text{均等割保険料} = \frac{\text{均等割分 E}}{\text{特別区の被保険者数}}$$

- ①保険料率・均等割保険料は、「被保険者数」、「1人あたり平均所得金額（賦課限度額控除後の国保保険料算定に用いる所得の平均金額）」の推計値に基づいて、上記の計算式で算出される。
- ②保険料負担を現在よりも小さくするためには、東京都の納付金算定の根拠である医療費を削減すること、及び、上記の「金額A・C」に影響がある公費（補助金等）が増額されることが必要である。

3. 特別区独自の激変緩和措置について

- ①平成30年度の国保制度改革に伴う6年間の激変緩和期間が設けられ、国や東京都が実施してきた激変緩和措置は計画通り令和5年度で終了した。
- ②特別区がこの6年間に合わせて行ってきた独自激変緩和措置は、新型コロナウイルスによる影響等を踏まえ、令和3年度と令和5年度に激変緩和割合を据え置いた。このため、緩和措置期間を令和7年度まで2年間延長し、令和6年度は激変緩和割合を98%、令和7年度は激変緩和割合を99%とする。



当初計画

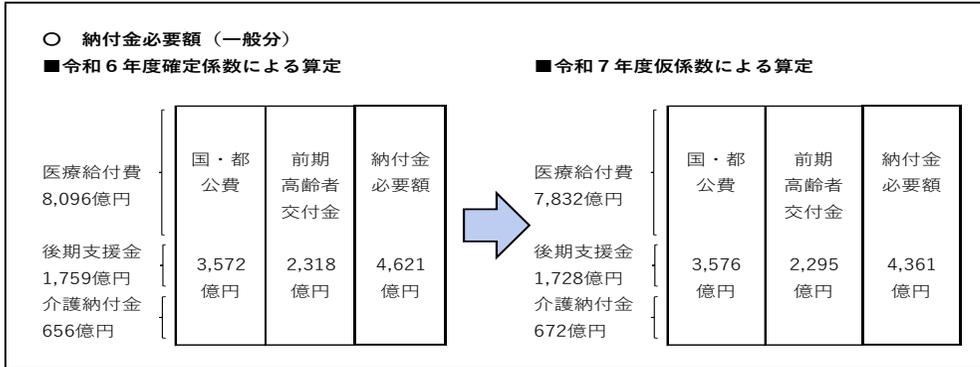
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	97%	98%	99%

計画延長後

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	据置 令和3年度	令和4年度	据置 令和5年度	延長 令和6年度	令和7年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96%	97.3%	97.3%	98.0%	99.0%

4. 令和7年度「仮係数」に基づく納付金算定(東京都算定)

○東京都納付金総額（仮算定）



事項	R7算定 (仮係数)	R6算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数	245万4千人	247万6千人	▲2万2千人	▲0.9%
給付費総額	7,832億円	8,096億円	▲264億円	▲3.3%
1人当たり給付費等	319,098円	326,924円	▲7,826円	▲2.4%
納付金総額 ※	4,361億円	4,621億円	▲260億円	▲5.6%
1人当たり納付金額 ※	204,923円	213,354円	▲8,431円	▲4.0%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

○新宿区納付金総額（仮算定）

事項	R7算定 (仮係数)	R6算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数	87,804人	85,137人	2,667人	3.1%
納付金総額	149.4億円	154.7億円	▲5.3億円	▲3.4%
1人当たり納付金額	170,152円	181,707円	▲11,555円	▲6.4%

【令和6年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料より】

- ①左の図表は、国が示した令和7年度「仮係数」を用いて東京都が算定した納付金総額等の結果と前年比較。
- ②東京都の被保険者数は0.9%減、1人当たり給付費等は2.4%減となった。また納付金総額は5.6%減、1人当たり納付金額は4.0%減となっている。
- ③納付金総額には、令和3年度、令和4年度に取崩した財政安定化基金の償還分33億円（令和6年度は55億円）が含まれる。
- ④右側の表は、新宿区の前年比較。被保険者数の増加及び納付金総額の減少により、「1人当たり納付金額」は6.4%の減少となった。

5. 令和7年度1人当たり保険料の算定結果(東京都算定)

- 令和7年度仮係数に基づく1人当たり保険料算定額と
令和6年度確定係数に基づく1人当たり保険料算定額の比較

	令和7年度仮係数に 基づく保険料算定額	令和6年度確定係数に 基づく保険料算定額	伸び率
東京都	182,365円	190,436円	▲4.2%
新宿区	180,485円	191,035円	▲5.5%

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり実際の保険料額とは異なる。
※介護保険第2号被保険者（40～64歳）の平均保険料を算定したものであり、全被保険者の平均
保険料の算定とは異なる。

【令和6年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料より】

- ①令和7年度と令和6年度の1人当たり保険料の試算を比較すると、伸び率は、東京都が▲4.2%、新宿区は▲5.5%減少する結果となった。
- ②保険料均等割軽減など、公費投入分が減額されていない「1人当たり保険料」であるが、この数値の前年度との比較から、被保険者数、医療費、所得の動向を踏まえた令和7年度保険料率を推測することができる。仮係数に基づく算定によると保険料は減少することが推測される。

6. 今後のスケジュール等について

○令和7年2月

・令和7年度確定係数に基づく東京都による保険料等算定

国から示される確定係数に基づき、東京都が最終的な令和7年度納付金額等を算定する。

※「高額医療費負担金」について、レセプト基準額（80万円）の見直しが国において検討されており、基準額見直しにより係数に変更となる可能性がある。

・令和7年度特別区国民健康保険基準保険料率の決定

東京都から示される納付金額等を踏まえ、特別区長会が令和7年度の特別区国民健康保険基準保険料率を算定・決定する。

○令和8年4月

・「子ども・子育て支援金制度」の開始

国は子育て支援納付金として、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収するとしており、医療保険者は、保険料に上乗せして、被保険者から子ども・子育て支援金を徴収する必要があることから、保険料の増が見込まれる。

(参考：医療保険加入者1人当たり平均月額)

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

(参考：制度改正後の健康保険法上の保険料に係る整理)

